

社会福祉法人 信和会 評議員及び役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信和会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条で定めた通り、無報酬とする。

- 2 評議員会の開催にあたり、出席者には費用として5,000円／回を支給する。
- 3 評議員会に準ずる会議や法人運営のための会議等開催した場合にも、出席者に5,000円／回の費用を支給することができる。

(常勤の理事の報酬)

第4条 常勤の理事においては、定款第21条で定めた通り報酬を支給できる。

- 2 常勤の理事の報酬は、年俸制とし、12ヶ月割にて月給与として支給する。
- 3 報酬の上限は、所属職員のうち常勤職員平均年収の3倍を目安とする。
- 4 報酬は、法令に則った控除すべき金額を控除して支給する。
- 5 報酬金額の改定提案は、改定の発生する前年度末の評議員会とし承認を得る。
- 6 月途中の就任もしくは退任が発生した場合、一日以上の就労で月給与を支給する。
- 7 法人の常勤理事でも、法人施設職員と兼務し且つ報酬を得ている場合は、支給しないものとする。

(非常勤の役員の報酬)

第5条 非常勤の役員の報酬は、無報酬とする。

- 2 理事会、評議員会、監事監査等の開催にあたり、出席者に費用として5,000円／回を支給する。
- 3 法人運営のための会議等開催した場合、出席者に5,000円／回の費用を支給することができる。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月 3日から施行する。